

第3章 大阪府における保健医療体制

第1節 医療機関情報の提供体制

1. 医療機能情報提供制度

（1）大阪府の取組み

大阪府では、平成13年3月より、インターネットを活用して府内の救急医療情報、災害医療情報、医療連携情報、府民案内情報の収集・管理・提供を行うシステムを運用してきた。

府民向けには「大阪府医療機関情報システム」のホームページを開設し、医療機関の基本情報や医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）の検索・閲覧を可能とするとともに、携帯電話からのアクセスも可能とするなど、他府県に先駆けた取組みを行ってきた。

平成18年の医療法改正により、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として「医療機能情報提供制度」が創設され、医療機関には医療機能情報を都道府県へ報告することが義務付けられるとともに、都道府県には医療機関から報告された医療機能情報の住民への公表が義務付けられた。

そこで、国より公表を義務づけられた医療機関の名称、所在地等の基本情報や医療の実績、結果等に関する事項などをわかりやすく公表するために、平成20年3月に「大阪府医療機関情報システム」を改修し、現在のシステムを運用している。

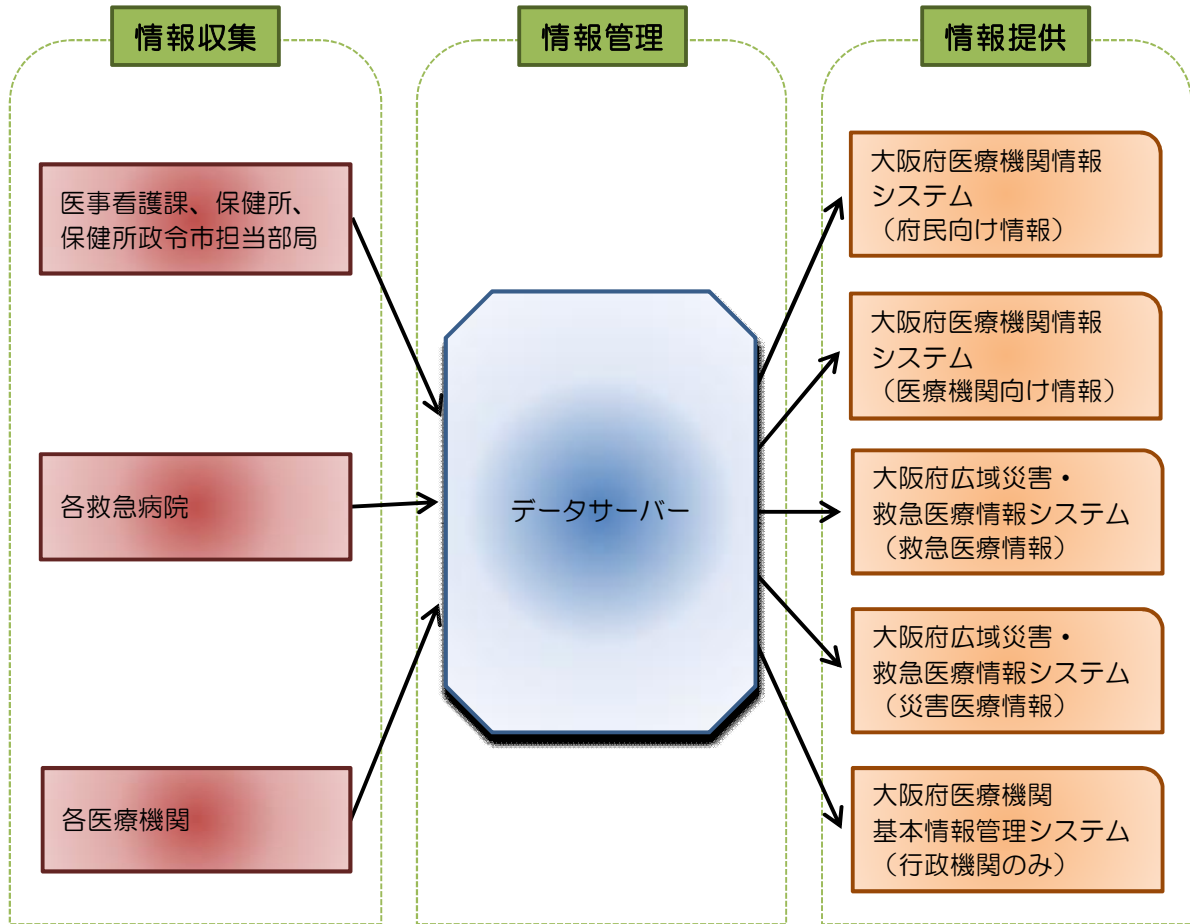
（<http://www.mfis.pref.osaka.jp/>）

今後も、大阪府医師会や大阪府歯科医師会など専門家の協力を得ながら、府民にとってわかりやすく検索しやすいシステムとなるよう充実をはかっていく。

なお、公表する情報については、各医療機関からの報告や保健所等に届出がなされた事項等を集約し、医療機能情報を府民や医療機関に提供する「大阪府医療機関情報システム」、平常時には消防機関等へ救急医療機関の診療可否情報や空床情報などの必要な情報提供を行い、災害時には支援要請情報や医療スタッフ派遣情報等を扱う「大阪府広域災害・救急医療情報システム」、医療機関に関する医療法上の許認可業務を管理する台帳データとしての「大阪府医療機関基本情報管理システム」により、それぞれのニーズにあった医療情報を公表している。

（薬事法に基づく薬局機能情報については、第3章第3節 11.その他の対策（8）薬事対策の項を参照）

医療機能情報提供体制の概念図



2. 広告の制度について

（1）現状

医業、歯科医業もしくは助産師の業務または病院、診療所もしくは助産所に関する広告は、患者やその家族あるいは住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関等を選択することが可能となるように、患者等に対して必要な情報が正確に提供され、その選択を支援する必要がある。

このため、平成18年の医療法改正により、従来の一つ一つの広告可能な事項を列記するのではなく一定の性質を持った項目群ごとにまとめて規定する「包括規定方式」が導入された。

具体的には、

- ア. 医療の内容等については、客観的な評価が可能であり、かつ事後の検証が可能な事項はできる限り幅広く認める。
 - イ. 文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現も認める。
 - ウ. 患者等の情報の受け手側の理解が可能となるようにわかりやすい表現を使用したり、その説明を加えることを認める。
 - エ. 社会一般で用いられ、正確な情報伝達が可能である場合には、略号や記号の使用を認める。
- など、広告可能な内容が相当程度拡大された。

（2）これからの取組み

府民が適切な医療の受診機会を喪失したり、不適切な医療を受けることのないよう違法な広告については、広告依頼者である医療機関等と併せて広告代理店、新聞社、出版社およびテレビ局等に対し是正を指導する。

指導に従わない場合は、広告の中止や改善命令など医療法に基づき厳正に対処する。